



終活のすすめ

「遺留分侵害額請求」が事業承継に与える影響とは？
外国人労働者を雇い入れる時の注意点
災害時の所得税軽減措置

終活のすすめ

「所有者不明」の使われていない土地の面積は全国の20%、約410万ヘクタールもあります。九州の面積が367.5万ヘクタールですから、それを上回るということに驚くのではないのでしょうか。土地は貴重な財産であるため、管理しない人が出るとは想定されていませんでした。そのため相続登記も任意であり、登記簿や戸籍から調査しても所有者を特定できない土地が増加しています。

人についても同様な事が起きています。例えば1898年に開始した相続財産管理人制度。これは債権者や自治体が申し立てをして家庭裁判所が相続財産管理人を選任する制度で、この相続財産管理人は1年以上の長期にわたり相続財産を確定させ、相続人を探したり特別縁故者を探して財産分配を担当する制度です。この相続財産管理人の数は、2000年が7639人であったのに対し、2017年は、2万1千130人となり約2.7倍に増加しました。死亡者数は、2000年が96万人で2017年が134万人で1.4倍の増加ですから、大きな伸びと言えます。そして、相続財産管理人が検索しても相続人等が見つからず国庫に収納される金額も525億円を突破しました。

これらの背景には、少子高齢化による65歳以上一人暮らしの人数の増加があります。2000年に300万人であった一人暮らしの高齢者の人数が、2015年には592万人と二倍近くになっていて、さらに2040年には、900万人近くになると推計されています。この一人暮らしの高齢者の増加は、婚姻しない人が増えている事が原因として考えられます。2015年の50歳時の未婚率は、男性は23.37%、女性は14.06%であり、男性は4人に1人、女性は7人に1人が婚姻していません。成人後も親に依存し続ける「パラサイトシングル」や結婚相手を見つける活動「婚活」という言葉を作り出した中央大学文学部の山田昌弘教授によると、我が国において結婚は困難となり同時に不要になっていくのだそうです。家庭や家業から解放され個々人の自由が尊重される社会が少しずつ実現する一方で、誰とも繋がっていない個々人が増加している事に対して、どのように向き合っていくのか真剣に考えなくてはいけない時期になってきていると感じます。

終活という言葉も定着しエンディングノートを作る人も増えてきました。公正証書遺言も2007年に7万4千人が作成していたのが、2017年には11万人が作成し利用が増えています。しかし、公正証書遺言は中身を公証人や証人に知られてしまうので躊躇する人も少なくありません。そこで2020年7月10日から法務局で自筆証書遺言を保管するサービスがスタートしました。全文が手書きを要求されていた財産目録等もワープロが可能になり、高齢者が一人で作りやすいように改正されています。「自分が亡くなったときは、自分は存在していないのだから関係ない。」といった考えではなく、身内がいれば、相続争いを避ける為に必要ですし、たとえ身内がいなくても、自分の最後とその後の財産等の処分を決めて残しておく事を検討する事が必要であると改めて感じています。

成迫 升敏



昨年は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。
本年も社員一同、皆様にご満足いただけるサービスを心がける
所存でございますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう、
宜しくお願い申し上げます。



税理士法人 成迫会計事務所 社員一同

「遺留分侵害額請求」が事業承継に与える影響とは？

令和元年7月1日に施行された民法改正で、遺留分を侵害された方は遺留分侵害額に相当する金額を金銭で請求することができるようになりました。この民法改正が「事業承継」にどのような影響を与えるのかを確認していきます。

遺留分制度とは？

事務所通信の8月号で遺留分制度について説明をさせて頂きましたが、遺留分制度とは被相続人（亡くなった人）の配偶者や子などの一定の範囲の相続人に法律上必ず保障された「相続財産の一定の割合」のことを言います。民法では相続人ごとに相続する割合（法定相続分）が決まっていますが、「生前贈与」で相続財産が減少したり、被相続人が「遺言」で相続財産の分割方法を決めている場合があり、相続人であっても遺産を一切取得することができない場合があります。そのため民法では一定の相続人に対して一定の割合を保障しているのが遺留分になります。

民法改正による変更点と具体例

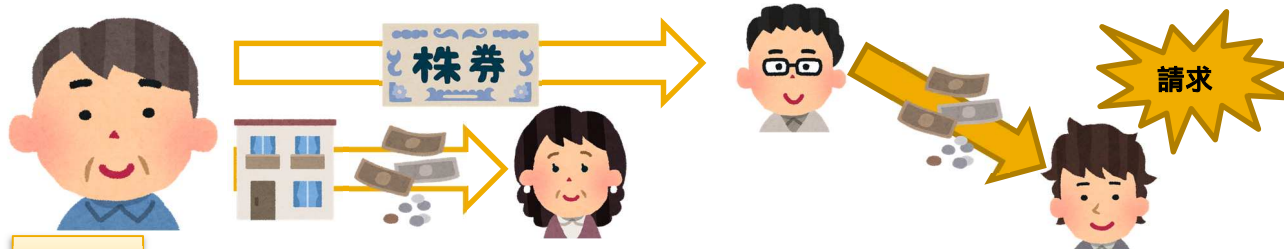
以前は遺留分を侵害された場合は「遺留分減殺請求」でご自身の遺留分を請求することができ、請求を受けた相続財産は共有されていました。そのため分割できない不動産が共有された場合には、単独で不動産を売却できなくなるなどの不都合が生じていました。今回の民法改正では、**遺留分を侵害された場合は「遺留分侵害額請求」を行い、侵害された遺留分を基本的に金銭で請求することができるようになります。**具体的に見てみると、例えば会社経営をしている社長が後継者である子供に自社株式を承継するために遺言を遺した場合を考えてみます。

〔 家族構成：社長・社長の配偶者、長男（後継者）、次男
相続財産：2億円（現金5,000万円、自宅不動産5,000万円、自社株式1億円）
遺言の内容：「配偶者に現金・自宅不動産、長男に自社株式を相続させる」 〕

	法定相続分		遺留分	
配偶者	1/2	1億円	1/4	5,000万円
長男	1/4	5,000万円	1/8	2,500万円
次男	1/4	5,000万円	1/8	2,500万円

次男は遺留分の2,500万円を取得する権利があります。以前は次男が長男に「遺留分減殺請求」を行うと自社株式が共有になり、会社の意思決定をスムーズに行うことができませんでした。今回の民法改正で「遺留分侵害額請求」になったことで、次男は長男に対して2,500万円の「金銭」を請求することができるようになります。

社長の立場から考えた場合は、遺言で長男に自社株式を確実に承継させることができます。長男の立場から考えた場合は、自社株式が共有にならないため会社の意思決定をご自身判断で行うことができます。次男の立場から考えた場合は、遺留分を一番使いやすい金銭で受け取ることができます。



最後に

今回の民法改正が事業承継に与える影響は良いことばかりに感じますが**「遺留分侵害額請求」をされた方は基本的に「金銭」を用意する必要があるため、その資金調達の準備をしておく必要があります。**

事業承継の出口では必ず社長の遺産分割のお話になります。社長の配偶者には老後の生活設計を考えた財産を、後継者には事業用財産を、長男には一族で守っていく財産を、渡したい方へ渡したい財産を承継していくために事前に準備をしておくことをお勧めします。

事業承継をお考えの方は弊社担当者にご相談ください。



生田 宏明

外国人労働者を雇い入れる時の注意点

少子高齢化に伴う労働人口の低下及び人材不足の問題はとても深刻な状況です。人を募集してもなかなか集まらないという経営者の声をよく耳にします。そのような状況を解消しようと 2019 年 4 月 1 日から改正入管法が施行され、新しい在留資格である「特定技能」が動き出しました。

特定産業分野は全部 14 分野で 介護 ビルクリーニング 素形材産業 産業機械製造業
電気・電子情報関連産業 建設 造船・船用工業 自動車整備 航空 宿泊 農業
漁業 飲食料品製造業 外食業です。

業種によっては長野県の経営者の方も真剣に外国人労働者の雇いを考え始めているようです。そこで外国人労働者を雇い入れた時の注意点を簡単にまとめてみました。



在留カードの確認

まずは「在留カード」の確認をしましょう。

日本に滞在している外国人には、「在留カード」が交付されます。(90 日以内の観光等では発行されません。) 在留カードにはいろいろな情報が記載されています。

氏名 在留資格 在留期間 生年月日 性別 国籍 資格外活動許可の有無

特に の在留資格と 資格外活動許可の有無にはご注意ください。 カードには日本で働くことが可能かどうか、働くことは可能でも 1 週間 28 時間以内の制約があるのかなど情報が記載されています。**外国人労働者を雇い入れる時には必ず確認し、コピーを保管してください。**

租税条約の確認

雇い入れたあと、お給料に支払うときに発生するのが「源泉徴収」です。**源泉徴収は在留資格に直接関係なく、その外国人が「居住者(永住者・非永住者)」か「非居住者」かにより変わってきます。**

「居住者(永住者・非永住者)」と「非居住者」とは何でしょうか？

区分	内容
居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居住を有する個人をいう(所法 2 三)。
非永住者	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人をいう(所法 2 四)。
非永住者以外の居住者(永住者)	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人のうち非永住者以外の者。
非居住者	居住者以外の個人をいう(所法 2 五)。



居住者の場合は、日本人従業員と同様に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出してもらい甲欄で源泉徴収し年末調整をします。非居住者の場合は、20.42%の源泉徴収を行います。源泉分離課税に該当しますので、源泉徴収後の課税処理は不要になります。**ただし非居住者であっても非居住者の本国と日本との間に租税条約が締結されている場合には、源泉所得税が減免される場合があります。** 減免を受ける場合は届け出が必要です。各国の租税条約で要件が異なりますので必ず租税条約を確認してください。

具体的な例として・・・

中国人留学生を学生アルバイトとして雇用した場合の源泉徴収は？

中国から来た留学生の日本での生活費や学費に充てる程度のアルバイト代であれば免税になります。(日中租税協定 21 条)

インド人留学生を学生アルバイトとして雇用した場合の源泉徴収は？

日本でのアルバイトによる所得は免税にはなりません。居住者・非居住者の判定を行った上で源泉徴収が必要です(日印租税条約第 20 条)

同じ留学生でも国籍により源泉徴収も違ってきます。外国人労働者を雇い入れる際には、必ず在留カードの確認と租税条約の確認をしてください。

川崎 祐子


災害時の所得税軽減措置

先般の台風 19 号による記録的な水害により被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。今回の台風被害を目の当たりにして、改めてお住まいの地域のハザードマップを確認された方も多いのではないのでしょうか。災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告を行う際に、

「**所得税法**」による雑損控除の方法

「**災害減免法**」による所得税の軽減免除による方法

のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産(1)	住宅又は家財の損失額(2)が、その価額の2分の1以上である場合	
控除額の計算又は所得税等(3)の軽減額	控除額は次の1と2のうち、いずれか多い金額です。 1: 損失額(2) - 所得金額の10分の1 2: 損失額(2)のうち災害関連支出の金額 - 5万円 注: 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	その年分の所得金額	所得税等の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除できます。 災害関連支出に係る領収証は、申告書に添付か、申告書を提出する際に提示が必要です。 災害関連支出のうち一部の支出は、災害のやんだ日から1年(やむを得ない事情がある場合には3年)以内の支出のみが対象となります。	原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 	

- 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。【参考 国税庁 HP】
なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。
- 2 資産に生じた損害金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額をいいます。

具体的にどちらの選択が有利かの判断は、同じく国税庁 HP に下図のような比較例が掲載されています。

損害額	所得税法（雑損控除）適用による所得税等の額	災害減免法適用による所得税等の額
100万円	217,900円	140,100円 【参考 国税庁 HP】
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

【具体例】

- ・ 家族構成：夫婦と子ども2人（子どもは16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合。）
 - ・ 所得：600万円（給与収入800万円に相当） ・ 災害による損害がないときの所得税額：28万200円
 - ・ その他：損害額は住宅や家財の2分の1以上。災害関連支出の金額はなし。
社会保険料控除は68万円、生命保険料控除は4万円として計算しました。
- 上記の想定の場合、損害額は100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になります。損害額が200万円、300万円になると所得税法の雑損控除を適用した方が有利になります。

こうした税制上のメリットはぜひ享受して頂きたいですが、決して十分な補償になるわけではありません。台風だけでなく豪雨・豪雪・地震・火山噴火などを想定して防災・減災対策に取り組むこと、また建物や家財の火災保険の必要補償(地震や水災に対する)が十分か確認する必要があります。

高橋 由一